

# 四 半 期 報 告 書

第 4 期 第 1 四 半 期

自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 6 月30日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

(E00808)

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第4期第1四半期 四半期報告書

### 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	2
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	12
1 【株式等の状況】 .....	12
2 【株価の推移】 .....	29
3 【役員の状況】 .....	29
第5 【経理の状況】 .....	30
1 【四半期連結財務諸表】 .....	31
2 【その他】 .....	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	45
第1 【保証会社情報】 .....	45
1 【保証の対象となっている社債】 .....	45
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 .....	45
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 .....	45
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	45
第3 【指数等の情報】 .....	45

## 四半期レビュー報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第4期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小林喜光

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三  
グループマネジャー  
総務室 片山博史  
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三  
グループマネジャー  
総務室 片山博史  
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第1四半期連結累計(会計)期間	第3期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	763,781	2,929,810
経常利益 (百万円)	39,019	128,885
四半期(当期)純利益 (百万円)	13,113	164,064
純資産額 (百万円)	1,104,591	1,095,927
総資産額 (百万円)	2,832,709	2,765,837
1株当り純資産額 (円)	598.76	601.45
1株当り四半期(当期)純利益 (円)	9.52	119.51
潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益 (円)	8.76	114.51
自己資本比率 (%)	29.0	29.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,771	156,173
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△92,079	△177,985
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,809	70,871
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	90,620	165,748
従業員数 (人)	41,786	39,305

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当社グループの事業は、従来、「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」及び「その他」の5つの事業の種類別セグメントに区分しておりましたが、当連結会計年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「APTSIS 10」において新たに定めた事業毎の基本戦略に沿って、当第1四半期連結会計期間から、経営実態をより明確に表示するため、「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」及び「その他」の6つの事業の種類別セグメントに区分し直しました。

また、三菱化学エムケーブイ(株)、三菱化学産資(株)及び三菱化学ポリエステルフィルム(株)は、本年4月、三菱樹脂(株)との合併に伴い解散しました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末日において、事業の種類別各セグメントに属する当社の主要な関係会社は次の通りであります。

### イ 直接出資子会社

三菱化学(株)、三菱樹脂(株)、田辺三菱製薬(株)

- (注) 1 三菱化学(株)は、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント、デザインド・マテリアルズセグメント、ケミカルズセグメント、ポリマーズセグメント及びその他に属する事業を行っております。
- 2 三菱樹脂(株)は、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント、デザインド・マテリアルズセグメント及びその他に属する事業を行っております。
- 3 田辺三菱製薬(株)は、ヘルスケアセグメントに属する事業を行っております。

### ロ 間接出資子会社及び関連会社

エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント

(子会社)

化成オプトニクス(株)、(株)新菱、日本化成(株)、三菱化学メディア(株)、エムシー・ペット・フィルム・インドネシア社、太洋新技社、バーベイタム社(英)、バーベイタム社(米)、三菱化学イメージング社、三菱化学インフォニクス社、ミツビシポリエステルフィルム社(独)、ミツビシポリエステルフィルム社(米)

デザインド・マテリアルズセグメント

(子会社)

ジャパンエポキシレジン(株)、三菱化学産資アメリカ社

ヘルスケアセグメント

(子会社)

(株)エーピーアイ コーポレーション、MPテクノファーマ(株)、(株)バイファ、(株)ベネシス、三菱化学メディエンス(株)、MPヘルスケア ベンチャー マネジメント社、タナベ ホールディング アメリカ社、天津田辺製薬社、三菱製薬(広州)社

#### ケミカルズセグメント

(子会社)

関西熱化学(株)、ダイヤティーエー(株)、三菱化学アグリ(株)、エイチエムティー・ポリスチレン社、エムシーシー・ピーティーエー・インドニア社、寧波三菱化学社、三菱化学インドネシア社、三菱化学シンガポール社、ユカ・セラヤ社

(関連会社)

鹿島北共同発電(株)、川崎化成工業(株)、サンダイヤポリマー(株)、ダイヤニトリックス(株)、日本エステル(株)、三南石油化学社

#### ポリマーズセグメント

(子会社)

ヴァイテック(株)、日本ポリエチレン(株)、日本ポリケム(株)、日本ポリプロ(株)、日本ポリケムアメリカ社

(関連会社)

テクノポリマー(株)、日本合成化学工業(株)、P S ジャパン(株)、三菱エンジニアリングプラスチックス(株)、三養化成社

#### その他

(子会社)

アルファテック・ソリューションズ(株)、ダイヤリックス(株)、三菱化学エンジニアリング(株)、(株)三菱化学科学技術研究センター、三菱化学物流(株)、(株)菱化システム、(株)ロンビック、三菱化学香港社、三菱化学ユーエスエー社

(関連会社)

児玉化学工業(株)、日東化工(株)

### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が当社の関係会社に該当しなくなりました。  
(連結子会社)

平成20年3月31日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
三菱化学 エムケーブイ(株)	東京都港区	百万円 480	合成樹脂フィ ルム等の製造、 販売	% 100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
三菱化学産資(株)	東京都千代田区	2,764	土木工事向け 等の産業用資 材の製造、販 売	100.0 (100.0)	
三菱化学ポリエステル フィルム(株)	東京都港区	4,783	ポリエステル フィルムの 製造、販売	100.0 (100.0)	

(注) 議決権の所有割合欄( )書は間接所有割合(内数)であります。

また、次の会社が新たに当社の連結子会社となりました。  
(連結子会社)

平成20年6月30日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
日本ポリエチレン(株)	東京都港区	百万円 7,500	ポリエチレン の製造、販売	% 58.0 (58.0)	

(注) 1 上記の会社は特定子会社に該当しております。  
2 議決権の所有割合欄の( )書は間接所有割合(内数)であります。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	41,786 [3,964]
---------	-------------------

(注) 1 臨時従業員数は[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しており、派遣社員は除いてお  
ります。

#### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	40
---------	----

(注) 1 当社従業員は、すべて三菱化学(株)、三菱樹脂(株)及び田辺三菱製薬(株)からの出向者であります。従業員数には  
執行役員9人が含まれております。  
2 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、臨時従業員数の記載を省略しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、また、受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産実績及び受注状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

#### (2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	92,392
デザインド・マテリアルズ	69,729
ヘルスケア	128,233
ケミカルズ	281,538
ポリマーズ	155,265
その他	36,624
合計	763,781

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 販売実績金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4 当社グループの事業は、従来、「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結会計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、対象となる経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

##### イ 業績全般

当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）における日本経済は、原油等原燃料価格の高騰による企業収益の悪化や個人消費の伸び悩み等により、景気は減速傾向で推移しました。

当社グループの事業環境につきましては、石油化学製品を中心に、原燃料価格の高騰により厳しい状況となりました。また、医薬品等のヘルスケア分野におきましては、市場での競争が一層激化する中で本年4月に薬価改訂が実施されるなど、引き続き厳しい事業環境におかれましては。

このような状況下、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は、原燃料価格の高騰に伴う石油化学製品を中心とした製品価格の是正や、昨年10月の三菱ウェルファーマ(株)と田辺製薬(株)との合併による田辺三菱製薬(株)の発足等により、7,637億円となりました。利益面では、上記合併による利益拡大があったものの、原燃料価格高騰等の影響を受け、営業利益は345億円、経常利益は390億円にとどまり、四半期純利益は、上記合併に伴う少数株主利益の増加により、131億円となりました。

##### ロ 事業の種類別セグメントの業績

###### (イ) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント（記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品）

記録材料は、ポータブルハードディスク、フラッシュメモリー等の需要が拡大したものの、DVDの販売価格の低下により、売上げは減少しました。電子関連製品のうち、ポリエステルフィルムは、液晶ディスプレイ用保護フィルム向け等を中心に堅調に推移しましたが、射出成形品は、販売数量の減少により売上げは減少しました。OPCドラムやトナー等の情報機材は、販売数量が減少したことから、売上げは減少しました。無機化学品は、堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は923億円となり、営業利益は57億円となりました。

###### (ロ) デザインド・マテリアルズセグメント（食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材）

食品機能材、電池材料及び精密化学品は、引き続き順調に推移しました。樹脂加工品のうち、各種フィルム、複合フィルム及びシート製品は、いずれも堅調でした。複合材のうち、炭素繊維等の産業資材は、前年同期並みの売上げとなりましたが、建設資材は、公共投資抑制の影響に加え、建築基準法の改正に伴う住宅着工件数の減少により、売上げは減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は697億円となり、営業利益は、建設資材が低調であったことにより、7億円となりました。

###### (ハ) ヘルスケアセグメント（医薬品、診断製品、臨床検査）

医薬品は、田辺三菱製薬(株)の発足による事業規模の拡大に加え、抗ヒトTNF $\alpha$ モノクローナル抗体製剤「レミケード」、抗血小板剤「アンブラーグ」、アレルギー性疾患治療剤「タリオン」、麻しん風しん混合ワクチン「ミールビック」の伸張により、売上げは増加しました。診断製品及び臨床検査は、いずれも順調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,282億円となり、営業利益は266億円となりました。

(ニ) ケミカルズセグメント（基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料）

石油化学製品の基礎原料であるエチレンの生産量は、昨年12月に発生した三菱化学(株)鹿島事業所第2エチレンプラントでの火災事故の影響等により、22万4千トンと前年同期を25.9%下回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料は、国内外の需要が引き続き堅調に推移する中で、原料価格の高騰に伴う製品価格の是正があったものの、日本ポリエチレン(株)の連結子会社化により、従来計上されていた同社へのエチレン等の売上げが、連結会計上内部消去されることとなったため、売上げは減少しました。炭素製品のうちコークスは、国内の鉄鋼需要が堅調に推移する中で、原料炭価格高騰に連動した製品価格の上昇により、売上げは大幅に増加しました。肥料は、需要が低下傾向にある中で、生産受託の実施や原燃料価格の高騰に伴う製品価格の是正により、売上げは増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,815億円となりましたが、営業利益は、原燃料価格高騰等の影響により、24億円となりました。

(ホ) ポリマーズセグメント（合成樹脂）

合成樹脂は、日本ポリエチレン(株)の連結子会社化に加え、原燃料価格の高騰に伴う製品価格の是正により、売上げは増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,552億円となり、営業利益は、原燃料価格高騰等の影響により、10億円となりました。

(ヘ) その他（エンジニアリング、運送及び倉庫業他）

エンジニアリング部門及び物流部門は、外部受注の増加により、それぞれ堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は366億円となりましたが、営業利益は、上記部門以外の事業の利益水準が低調であったため、14億円となりました。

ハ 所在地別セグメントの業績

(イ) 日本

当社及び国内連結グループ各社につきましては、昨年10月の三菱ウェルファーマ(株)と田辺製薬(株)の合併による田辺三菱製薬(株)の発足や、本年4月の日本ポリエチレン(株)の連結子会社化等により、売上高は6,486億円となりましたが、営業利益は、上記合併による利益拡大があったものの、原料価格高騰等の影響により、373億円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の海外連結グループ各社につきましては、中国におけるテレフタル酸（合成繊維原料）の本格生産の開始等により、売上高は754億円となりましたが、営業損益は、引き続きテレフタル酸の海外市況が弱含みで推移したこと等により、7億円の損失となりました。

(ハ) その他

アジア地域を除く海外連結グループ各社につきましては、記録材料や情報機材の売上げが減少したこと等により、売上高は396億円となり、営業利益は13億円となりました。

(注) 上記概況に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益を379億円計上しましたが、原燃料価格の高騰による運転資金の増加等があり147億円の収入となりました。

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度からの設備投資水準の継続及び主に手元資金の運用による有価証券や投資有価証券の取得等により920億円の支出となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー(営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フロー)は、773億円の支出となりました。

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等がありましたが、借入金の増加等により18億円の収入となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は、906億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は296億円であります。

(5) 経営成績

「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (1) 業績の状況」に記載の通りであります。

## (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

### 財政政策

当社グループは、中期経営計画「APTSIS 10」において、「成長を実現し、創造・飛躍する」をコンセプトに、重点経営指標として、平成23年3月期に営業利益を1,900億円以上、ROA（総資産税前利益率）を6%以上とすることを目標に掲げております。

当社グループは、運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入金、コマーシャルペーパー、社債、新株予約権付社債等により調達しております。また、当社グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

### キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

### 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度において持分法適用会社であった日本ポリエチレン(株)他が連結子会社となったこと等により、前連結会計年度末と比べて668億円増加し、2兆8,327億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、上記連結子会社の増加等により、前連結会計年度末と比べて582億円増加し、1兆7,281億円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の有利子負債残高（割引手形を除く）は8,486億円となり、前連結会計年度末と比べて261億円の増加となりました。

当第1四半期連結会計期間末の株主資本は、当社における配当金の支払い110億円がありましたが、当四半期純利益131億円の計上等により、前連結会計年度末と比べて23億円増加し、7,839億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の評価・換算差額等は、保有株式の時価上昇により、その他有価証券評価差額金が102億円増加しましたが、前連結会計年度末に比べ当第1四半期連結会計期間末の為替換算レートが円高になったこと等により為替換算調整勘定が167億円減少し、前連結会計年度末に比べて60億円減少の401億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の少数株主持分は、上記連結子会社の増加等により、前連結会計年度末と比べて124億円増加し、2,797億円となりました。

以上により、当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べて86億円増加し、1兆1,045億円となりました。

なお、当第一四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて0.9%減少し、29.0%となりました。

### 第3 【設備の状況】

当社グループは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の状況の記載にあたっては、有価証券報告書において「設備投資等の概要」は事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっており、「主要な設備の状況」は事業の種類別セグメント毎の数値とともに主たる設備の状況を記載する方法によっております。また、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、連結会計年度末時点では個々のプロジェクト毎に決定していないため、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

四半期報告書においては、「主要な設備の状況」は前連結会計年度末からの重要な異動について記載し、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間における主要な設備の重要な異動及び当第1四半期連結会計期間末における当該設備の状況は、以下の通りであります。

会社名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
日本ポリエチレン(株) (茨城県神栖市他)	ポリマーズ	ポリエチレン 製造設備	5,874	4,950	- (-)	1,947	12,771	598

(注) 1 帳簿価額は有形固定資産及び無形固定資産に係るものであります。また、帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定並びに無形固定資産の合計であります。

2 平成20年3月の株式の追加取得に伴い、当第1四半期連結会計期間より日本ポリエチレン(株)が連結子会社となりました。

## (2) 設備の新設、除却等の計画

### 設備の新設・拡充の計画

前連結会計年度末現在における当連結会計年度1年間の設備投資計画(新設・拡充)については、当第1四半期連結会計期間末現在において、次の通り見直しを行っております。

事業の種類別セグメントの名称	設備投資計画金額(百万円)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	28,000
デザインド・マテリアルズ	17,000
ヘルスケア	23,000
ケミカルズ	39,000
ポリマーズ	21,000
その他	8,000
全社(共通)	3,000
合計	139,000

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。  
2 設備投資計画の所要資金は、自己資金及び借入金をもって充当する予定であります。  
3 当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画していた設備投資について、重要な変更はありません。  
4 当社グループの事業は、従来、「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結会計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。

### 設備の除却・売却の計画

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末における設備の除却・売却の計画に重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,506,288,107	同左	東京、大阪 (以上各市場第一部)	—
計	1,506,288,107	同左	—	—



(2) 【新株予約権等の状況】

株式移転によりその義務を三菱化学(株)から承継した新株予約権

三菱化学(株)が、平成17年6月14日開催の同社取締役会決議及び同年6月28日開催の同社株主総会決議に基づいて同社の取締役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、三菱化学(株)と三菱ウェルファーマ(株)(現 田辺三菱製薬(株))が株式移転により当社を設立した日(平成17年10月3日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、三菱化学(株)から当社が承継しております。

当社が同社から承継した新株予約権の内容は以下の通りであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,738個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	336,900株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年6月28日から平成38年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額 1株当り1円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

三菱化学(株)を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に関する義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社(以下「完全親会社」といいます。)に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、三菱化学(株)株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある三菱化学(株)と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式とします。
- (2) 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整します。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額  
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出します。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件  
承継前の新株予約権の行使の条件並びに消却事由及び消却の条件に準じて決定することといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

当社取締役に対する新株予約権

当社は、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,408個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,400株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日から平成38年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成37年12月12日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月13日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記注3の記載内容に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	794個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

当社執行役員等に対する新株予約権

当社は、当社執行役員及び退任取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	256個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から平成39年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)  
前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	989個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,450株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

三菱化学(株)に対する新株予約権

当社は、三菱化学(株)に対し新株予約権を発行しております。なお、三菱化学(株)は、当社から割当てを受けた新株予約権のすべてを、同社の取締役及び執行役員(退任取締役及び退任執行役員を含みませす。)に対し業績報酬として付与しております。

イ 平成18年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,481個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,050株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から平成38年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年12月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。



ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,914個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月15日から平成39年12月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

## 新株予約権付社債

当社は、平成19年10月4日開催の取締役会決議により、ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

### イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

#### 2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

#### 3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。))は、当初、1,207円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいうものとします。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とするものとします。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

5 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。

7 代用払込みに関する事項

該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、(i)その時点において法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含みます。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとします。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編成行為にかかる効力発生日に有効となるものとします。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編成行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとします。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編成行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとします。

上記において、「組織再編成行為」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限るものとします。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限るものとします。)、又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又はその他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとします。

また、「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編成行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とします。

承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとします。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従うものとします。なお、転換価額は上記注2(3)と同様な調整に服するものとします。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めるものとします。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにするものとします。
- (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めるものとします。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
 当該組織再編成行為の効力発生日又は上記に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
 上記注4に準じて決定するものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
 下記注8に準じて決定するものとします。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)  
 当社は、満期償還日(平成23年10月21日)の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義します。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」といいます。)することができるものとします(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」といいます。)。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義します。)を交付します。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
- 「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいいます。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含みます。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとします。
- 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」といいます。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限ります。)、及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均VWAPを乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限り。)に相当する現金をいいます。
- 「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいいます。
- 「平均VWAP」とは、株価算定期間中のVWAP取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所によりVWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいいます。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所におけるVWAPの平均値をいいます。株価算定期間中に上記注2(3)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均VWAPも適宜調整されるものとします。

ロ 2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成25年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとするものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とするものとします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,177円とするものとします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注3の記載内容と同一であります。
- 5 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項  
該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。
- 7 代用払込みに関する事項  
該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- 8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注7の記載内容と同一であります。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)  
当社は、満期償還日(平成25年10月22日)の77取引日前の日から53取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができるものとします。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産を交付するものとします。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとします。なお、「取得日」、「交付財産」、「株価算定期間」及び「平均VWAP」については、前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注8の記載内容と同一であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	1,506,288	—	50,000	—	12,500

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、モルガン・スタンレー証券株式会社並びにその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド、エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービセズI(ケイマン)・リミテッド、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクから、平成20年4月22日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により、平成20年4月15日付でそれぞれ以下の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	968	0.06
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	4,258	0.28
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	60,901	4.04
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	3,362	0.22
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービセズI(ケイマン)・リミテッド	c/o M&C Corporate Services Limited P.O. Box 309GT Ugland House, South Church Street George Town, Grand Cayman	575	0.03
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	5,123	0.34
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	5,125	0.34
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	552 Avenue of the Americas, New York, NY 10036, USA	3,751	0.24

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129,587,000 (相互保有株式) 普通株式 974,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,360,832,500	2,721,665	—
単元未満株式	普通株式 14,894,607	—	—
発行済株式総数	1,506,288,107	—	—
総株主の議決権	—	2,721,665	—

- (注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式384株及び相互保有株式1,032株(三協化成産業株式会社450株、日本合成化学工業株式会社50株、三菱ウェルファーマ株式会社382株、三菱化学株式会社150株)が含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ45,000株(議決権90個)及び490株含まれております。



## 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱ケミカルホールディングス	東京都港区芝4-14-1	129,587,000	—	129,587,000	8.60
(相互保有株式) 三菱化学株式会社	東京都港区芝4-14-1	2,000	—	2,000	0.00
三菱ウェルファーマ株式会社	大阪市中央区平野町 2-6-9	4,000	—	4,000	0.00
日本合成化学工業株式会社	大阪市北区大淀中 1-1-88	518,500	—	518,500	0.03
川崎化成工業株式会社	川崎市川崎区駅前本町 12-1	445,000	—	445,000	0.02
三協化成産業株式会社	名古屋市中村区名駅 3-12-12	4,500	—	4,500	0.00
計	—	130,561,000	—	130,561,000	8.66

(注) 1 三菱化学株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,150株の一部であります。なお、この2,150株は、上記「(6) 議決権の状況 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,000株及び150株含まれております。

2 三菱ウェルファーマ株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式4,382株の一部であります。なお、この4,382株は、上記「(6) 議決権の状況 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ4,000株及び382株含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	712	790	757
最低(円)	628	677	604

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	76,968	116,073
受取手形及び売掛金	<sup>4</sup> 611,757	<sup>4</sup> 599,887
有価証券	47,701	55,677
商品及び製品	319,842	274,987
仕掛品	36,829	28,807
原材料及び貯蔵品	143,406	123,349
その他	130,954	127,318
貸倒引当金	1,153	1,127
流動資産合計	1,366,304	1,324,971
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	238,719	233,127
機械装置及び運搬具(純額)	268,106	276,419
土地	210,608	212,763
その他(純額)	143,289	130,497
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 860,722	<sup>1</sup> 852,806
無形固定資産		
のれん	95,316	98,746
その他	22,175	20,488
無形固定資産合計	117,491	119,234
投資その他の資産		
投資有価証券	386,559	352,318
その他	103,066	117,803
貸倒引当金	1,433	1,295
投資その他の資産合計	488,192	468,826
固定資産合計	1,466,405	1,440,866
資産合計	2,832,709	2,765,837

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	457,467	435,096
短期借入金	231,744	217,368
未払法人税等	14,140	24,764
賞与引当金	23,524	34,998
その他の引当金	15,213	14,654
その他	312,563	271,973
流動負債合計	1,054,651	998,853
固定負債		
社債	170,000	170,000
新株予約権付社債	140,289	140,311
長期借入金	211,137	204,258
退職給付引当金	81,255	82,577
訴訟損失等引当金	17,861	18,051
その他の引当金	12,143	10,393
その他	40,782	45,467
固定負債合計	673,467	671,057
負債合計	1,728,118	1,669,910
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	303,094	303,063
利益剰余金	467,967	465,638
自己株式	37,141	37,109
株主資本合計	783,920	781,592
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	54,927	44,720
繰延ヘッジ損益	258	789
土地再評価差額金	1,765	1,765
為替換算調整勘定	14,524	2,246
在外子会社の年金債務調整額	1,725	1,725
評価・換算差額等合計	40,185	46,217
新株予約権	770	807
少数株主持分	279,716	267,311
純資産合計	1,104,591	1,095,927
負債純資産合計	2,832,709	2,765,837

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	763,781
売上原価	609,171
売上総利益	154,610
販売費及び一般管理費	
販売費	29,619
一般管理費	※1 90,412
販売費及び一般管理費合計	120,031
営業利益	34,579
営業外収益	
受取利息	817
受取配当金	2,988
持分法による投資利益	914
為替差益	4,147
その他	2,307
営業外収益合計	11,173
営業外費用	
支払利息	3,466
その他	3,267
営業外費用合計	6,733
経常利益	39,019
特別利益	
投資有価証券売却益	169
その他	134
特別利益合計	303
特別損失	
減損損失	807
その他	526
特別損失合計	1,333
税金等調整前四半期純利益	37,989
法人税、住民税及び事業税	12,765
法人税等調整額	4,174
法人税等合計	16,939
少数株主利益	7,937
四半期純利益	13,113

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	37,989
減価償却費	27,014
のれん償却額	2,566
受取利息及び受取配当金	△3,805
持分法による投資損益 (△は益)	△914
為替差損益 (△は益)	1,288
支払利息	3,466
売上債権の増減額 (△は増加)	27,652
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△41,048
仕入債務の増減額 (△は減少)	△32,433
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,180
その他	16,357
小計	35,952
利息及び配当金の受取額	7,692
利息の支払額	△3,352
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△25,521
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,771
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△42,002
有価証券の売却及び償還による収入	14,500
有形固定資産の取得による支出	△37,558
有形固定資産の売却による収入	104
投資有価証券の取得による支出	△31,810
投資有価証券の売却及び償還による収入	842
貸付けによる支出	△62
貸付金の回収による収入	4,977
その他	△1,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,079
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	17,045
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	15,000
長期借入れによる収入	5,278
長期借入金の返済による支出	△9,905
社債の償還による支出	△10,000
配当金の支払額	△11,013
少数株主への配当金の支払額	△4,437
その他	△159
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,809
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,207
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△78,706
現金及び現金同等物の期首残高	165,748
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,578
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 90,620

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	連結の範囲に関する事項の変更 連結子会社の数 185社 (増加 7社) ・重要性が増したことによる増加：ダイアケミカル(株) 他4社 ・株式追加取得に伴う増加：日本ポリエチレン(株) ・持分比率増加による増加：ジェイフィルム(株) (減少 11社) ・合併消滅による減少：三菱化学ポリエステルフィルム(株) 他9社 ・清算終了による減少：(株)メディアリング
2	持分法適用の範囲に関する事項の変更
(1)	持分法適用の非連結子会社数 22社 (増加 1社) ・持分比率増加による増加：北菱化学(株) (減少 11社) ・合併消滅による減少：朝日化工(株) 他4社 ・連結子会社への変更：日本ポリエチレン(株) 他5社
(2)	持分法適用の関連会社数 41社 (増加 2社) ・持分比率増加による増加：大分福助(株) 他1社

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

3 会計処理基準に関する事項の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の目的で保有するたな卸資産については、従来、商品及び製品(販売用不動産を除く)については主として総平均法による低価法、その他は主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、営業利益は3,308百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は3,910百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、期首の利益剰余金が1,146百万円減少し、営業利益は32百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は432百万円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。



## 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を計上しております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

## 【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益は700百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ699百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。</p>

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)				前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																							
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,905,527百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額8,617百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>保証 (百万円)</th> <th>保証予約 (百万円)</th> <th>その他保証 類似行為 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿島アロマティックス(株)</td> <td>5,901</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日本アサハンアルミニウム(株)</td> <td>7,183</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅用)</td> <td>2,098</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,677</td> <td>2,010</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(14,635) 16,859</td> <td>(1,160) 2,010</td> <td>(568) 609</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計欄( )内金額は当社グループ負担割合額であります。</p>				会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	鹿島アロマティックス(株)	5,901	—	—	日本アサハンアルミニウム(株)	7,183	—	—	従業員(住宅用)	2,098	—	—	その他	1,677	2,010	609	合計	(14,635) 16,859	(1,160) 2,010	(568) 609	<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,844,376百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額4,297百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>保証 (百万円)</th> <th>保証予約 (百万円)</th> <th>その他保証 類似行為 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿島アロマティックス(株)</td> <td>5,555</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(株)新菱セミコンテクノ</td> <td>1,613</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日本アサハンアルミニウム(株)</td> <td>7,488</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅用)</td> <td>2,217</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,574</td> <td>1,437</td> <td>628</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(17,306) 19,447</td> <td>(1,083) 1,437</td> <td>(584) 628</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計欄( )内金額は当社グループ負担割合額であります。</p>				会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	鹿島アロマティックス(株)	5,555	—	—	(株)新菱セミコンテクノ	1,613	—	—	日本アサハンアルミニウム(株)	7,488	—	—	従業員(住宅用)	2,217	—	—	その他	2,574	1,437	628	合計	(17,306) 19,447	(1,083) 1,437	(584) 628
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)																																																								
鹿島アロマティックス(株)	5,901	—	—																																																								
日本アサハンアルミニウム(株)	7,183	—	—																																																								
従業員(住宅用)	2,098	—	—																																																								
その他	1,677	2,010	609																																																								
合計	(14,635) 16,859	(1,160) 2,010	(568) 609																																																								
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)																																																								
鹿島アロマティックス(株)	5,555	—	—																																																								
(株)新菱セミコンテクノ	1,613	—	—																																																								
日本アサハンアルミニウム(株)	7,488	—	—																																																								
従業員(住宅用)	2,217	—	—																																																								
その他	2,574	1,437	628																																																								
合計	(17,306) 19,447	(1,083) 1,437	(584) 628																																																								
<p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾンナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算25,153百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>				<p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾンナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算21,651百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>																																																							
<p>※4 受取手形割引高 381百万円 受取手形裏書譲渡高 123</p>				<p>※4 受取手形割引高 606百万円 受取手形裏書譲渡高 185</p>																																																							

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。
労務費	27,006百万円
研究開発費	29,605百万円
(注)	労務費には賞与引当金繰入額5,133百万円が含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	(平成20年6月30日)
現金及び預金勘定	76,968百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△1,364
取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(流動資産その他)	15,016
現金及び現金同等物	90,620百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,506,288

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	129,944

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第1四半期連結 会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	770
連結子会社	—	—
合計		770

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,013	8	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,392	69,729	128,233	281,538	155,265	36,624	763,781	—	763,781
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,252	2,773	50	54,017	14,194	59,226	131,512	(131,512)	—
計	93,644	72,502	128,283	335,555	169,459	95,850	895,293	(131,512)	763,781
営業利益	5,717	780	26,638	2,424	1,049	1,428	38,036	(3,457)	34,579

(注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料
ポリマーズ	合成樹脂
その他	エンジニアリング、運送及び倉庫業

- 3 従来、事業の種類別セグメント情報の事業区分は「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、当第1四半期連結累計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結累計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。なお、本変更においては事業区分の考え方自体を見直しており、従来の事業区分によった場合と比較するのが困難なため、事業区分の変更に伴う影響額は記載しておりません。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「4 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで204百万円少なく、デザインド・マテリアルズセグメントで669百万円少なく、ヘルスケアセグメントで729百万円少なく、ケミカルズセグメントで1,474百万円少なく、ポリマーズセグメントで219百万円少なく、その他セグメントで13百万円少なく計上されております。
- 5 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで69百万円少なく、デザインド・マテリアルズセグメントで203百万円少なく、ヘルスケアセグメントで112百万円多く、ケミカルズセグメントで558百万円少なく、ポリマーズセグメントで24百万円多く、その他セグメントで6百万円少なく計上されております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	648,691	75,431	39,659	763,781	—	763,781
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,702	8,087	1,919	21,708	(21,708)	—
計	660,393	83,518	41,578	785,489	(21,708)	763,781
営業利益又は営業損失(△)	37,316	△716	1,380	37,980	(3,401)	34,579

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「4 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これに伴い、従来の方によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、日本地域で3,308百万円少なく計上されております。

4 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、日本地域で700百万円少なく計上されております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高(百万円)	125,964	58,277	184,241
II 連結売上高(百万円)			763,781
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.4	7.6	24.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当り情報)

## 1 1株当り純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当り純資産額 598円 76銭	1株当り純資産額 601円 45銭

(注) 1株当り純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,104,591	1,095,927
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	280,486	268,118
(うち新株予約権)	(770)	(807)
(うち少数株主持分)	(279,716)	(267,311)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円)	824,105	827,809
1株当りの純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数 (千株)	1,376,343	1,376,344

## 2 1株当り四半期純利益等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当り四半期純利益 9円 52銭
潜在株式調整後1株当り四半期純利益 8円 76銭

(注) 1株当り四半期純利益及び潜在株式調整後1株当り四半期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1) 1株当り四半期純利益	
四半期純利益 (百万円)	13,113
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	13,113
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,376,346
(2) 潜在株式調整後1株当り四半期純利益	
四半期純利益調整額 (百万円)	△12
(うち受取利息(税額相当額控除後))	(△12)
普通株式増加数 (千株)	118,565
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当り四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

## 2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

#### 1 【保証の対象となっている社債】

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

各社債の詳細は以下の通りであります。

名称	発行年月	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第1四半期会計期間 末日現在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所
2011年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19.10.22	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所
2013年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19.10.22	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所

#### 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

##### (1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である三菱化学(株)の、直近の事業年度に係る書類の提出実績は以下の通りであります。

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

平成20年8月13日関東財務局長に提出

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱化学(株) 本店(東京都港区芝四丁目14番1号)

#### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木洋二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村一彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口依里	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月13日

**【会社名】** 株式会社三菱ケミカルホールディングス

**【英訳名】** Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 小林喜光

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役常務執行役員 吉村章太郎

**【本店の所在の場所】** 東京都港区芝四丁目14番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の取締役社長小林喜光及び最高財務責任者吉村章太郎は、当社の第4期第1四半期(自平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。